

令和 6 年度
第 1 回東京都再犯防止推進協議会

令和 7 年 1 月 2 9 日（水）

東京都庁第一本庁舎
3 4 階 3 4 B 会議室

午後１時５６分 開会前アナウンス

○事務局 開会に先立ちまして事務局からご案内申し上げます。

本日の会議はWeb会議形式にて実施いたします。操作でご不明な点等がございましたら、チャット機能もしくは電話等の方法により事務局までお知らせください。

また、通常時はマイクをミュートにさせていただいて、ご発言時には、マイクのミュートが解除されていることをご確認の上、ご発言をお願いいたします。

なお、本日の資料は、①議事次第、②委員名簿、③事務局の報告資料として「令和６年度東京都再犯防止推進協議会実務者会議結果 概要」、④神奈川県様の資料、「神奈川県における再犯防止の取組」、これは２種類ございます。⑤本協議会の設置要綱及び⑥実務者会議の組織運営要領、この６種類となっております。

会議資料は、事前に送付しておりますが、適宜、説明時に画面表示いたしますので、その旨申し添えます。

本実務者会議は、「公開」での開催となっております。後日作成する議事録についてもご発言の内容をご確認いただいたあと、公表させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、もうあと２分ほどですが、開会まで今しばらくお待ちください。

午後２時００分 開会

○宮澤課長 定刻となりましたので、「令和６年度第１回東京都再犯防止推進協議会」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部の宮澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたりまして、東京都再犯防止推進協議会の座長であります、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の竹迫からご挨拶申し上げます。

○竹迫座長 ただいまご紹介いただきました竹迫でございます。東京都再犯防止推進協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところ本協議会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年度は本協議会及び実務者会議におきまして、第２次東京都再犯防止推進計画の策定に向け検討を重ね、昨年３月に第２次計画を策定したところでございます。協議会へのご出席を始め、多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。

現在、都政では治安対策が重要な施策の一つとなっております。例年、都民生活に関する世論調査結果でも都政への要望として治安対策が上位に挙げられるなど、都民の命と安全・安心な暮らしを守り抜く施策の充実が求められております。

更生に向けた第一歩は、人と人とのつながりでございます。第2次計画期間におきましても、社会全体で再犯防止への理解を高めるとともに、立ち直りをしようとする方に手を差し伸べ、各関係機関、民間協力者が連携し、再犯防止対策にあたっていくことが重要でございます。

今年度は本協議会の下に設置されております実務者会議におきまして、第2次計画の重点課題の中から住居の確保と広報啓発活動の推進等について、委員の皆様には活発なご議論をいただきました。委員の方々には貴重なご意見いただいておりますので、後ほど事務局より報告をさせていただきます。

また、本日は神奈川県様より「神奈川県における再犯防止の取組」についてと題しまして、刑務所出所者等就労支援事業と神奈川県の再犯防止施策をご講演いただくことになっております。

都内におきましても、保護観察終了者に占める無職者の率は約3割に及ぶなど、就労支援の取組みの一層の充実が求められております。

そこで、神奈川県様が取り組まれている就労支援事業等につきまして、本協議会で共有するとともに、国、東京都、区市町村、民間協力者等がそれぞれの役割を踏まえつつ連携した再犯防止の取組みを進めていくにあたって、今後の取組み方を議論する端緒としていきたいと考えております。

犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする方を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況でございます。そうした方を地域で支援していくためには、委員の皆様との連携が不可欠でございます。

本協議会において皆様のご協力を得ながら、誰もが安全・安心を実感できる誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に取り組んでまいりたいと思います。

引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮澤課長 続きまして、事務局より「東京都再犯防止推進協議会実務者会議」第1回、第2回の開催結果についてご報告いたします。

○事務局 事務局の東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課の沖野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今からご説明する資料については、委員の皆様にも事前にデータでお送りしておりますが、端末の画面にも資料を表示いたしますのでご覧ください。

本協議会は、この親会と実務者で構成される実務者会議の二段構造となっております。

実務者会議については、第2次東京都再犯防止推進計画で掲げた6つの重点課題の中から課題を抽出しまして、関連した取組みを協議事項としております。

今年度は、これまで１０月と１１月に実務者会議を２回開催いたしました。第１回は第２次計画の重点課題の住居の確保等をテーマに、府中刑務所様、東京都の指定する居住支援法人様にご講演いただいて、住居の確保等のための取組みについて協議を行いました。

１１月に行われました第２回は第２次計画の重点課題、広報啓発活動の推進等をテーマに事務局から講演したのち、再犯防止推進に関する広報啓発活動の推進等について協議を行いました。

それでは、次のページから、各会議の結果概要をご説明いたします。

まず、第１回の実務者会議について説明させていただきます。

第１回の実務者会議の協議事項、住居の確保等のための取組みに関連して、府中刑務所様から、府中刑務所における出所者の住居の確保等に係る現状と課題についてご講演いただいたのち、意見交換を行いました。

本講演の内容について、簡単にご報告させていただきます。

まず、府中刑務所の入所者、出所者の居住状況になります。左側を見ていただきますと刑務所に入所してきた者のうち、犯行時に住居が不定であった者の割合が示されております。再入所した方の約２割が犯罪時に住居の状況が不定であったということが分かります。

また、右の大きな円グラフですが、こちらは府中刑務所を満期で釈放した方の居住先を示した図になります。このうち赤色の部分で示しております部分が、いわゆる出所時に帰住先が不明、あるいははっきりしていない方になります。満期釈放者のうち約４割が適当な帰住先がないという形で出所しております。

この状況を踏まえまして、刑務所出所者等に対する受け皿の確保ということで、平成２９年に住宅セーフティネット制度の改正が行われました。この改正により住宅確保要配慮者の類型に新たに刑務所出所者等も加わることとなりました。

この改正をうけて法務省様では、国土交通省や厚生労働省と緊密に連携して、刑務所出所者等の出所後の住居確保を推進していくということが定められまして、住まい支援の連携強化のための連絡協議会というものが設置されております。

次に、府中刑務所における出所後の住居確保の取組みを説明いたします。

まず、一番上の受刑者、全被収容者に向けた住居の確保では、仮釈放を見据えた更生保護官署と連携した生活環境調整があります。こちらは全受刑者に対して帰住予定地の希望を聞いたり、あるいは引受人となってもらえる協力者についての聴取を行った上で、保護観察所で生活環境の調整を行い、帰住先を定めていくといったものになります。

真ん中に示されております福祉的支援が必要な受刑者につきましては、東京都の関

係部署や地域生活定着支援センターの担当者と連携した特別調整、そして、府中刑務所様には福祉専門官が常駐しておりますので、そのスタッフによる支援を行っております。

さらに、満期釈放となった受刑者、釈放が予定されている受刑者につきましても、収容中に出所後の更生保護施設の利用を求める更生緊急保護の申し出をする、あるいは出所時に然るべき場所まで職員が同行するような形で保護をして、帰住予定地へ引継ぎを行うといったことなども行っているとのことでした。

続きまして、真ん中の福祉的支援について、詳しく説明させていただきます。

一番下に掲げてございますが、府中刑務所様では福祉的支援の専門スタッフを配置しております。対象者については、主に65歳以上の高齢者や精神障害や身体障害、知的障害など、あるいはさまざまな疾病のある方、こういった方を対象としております。

そういった対象者に対しては、釈放後に福祉サービスにつなげるためにということで、入所当初から、福祉的支援の必要性についてスクリーニングを行い、対象者に早いうちからその説明をして動機付けを図っているということでした。

福祉的支援は、あくまで対象者自身の希望や同意に基づいて支援が行われますので、福祉的支援を希望しない場合は、対象となることができません。その動機付けの部分について、府中刑務所様は力を入れているとのことでした。

こちらは、帰住先の状況ということで、帰住先の候補地として考えられるものを一覧として挙げております。

こういったところも対象者自身が、そういった施設の利用を希望しなければ支援に結びつきませんので、その対象者の動機付けというのが大きな課題となっているとのことでした。

府中刑務所様では、障害のある対象者に対しては、刑務官だけでなく、福祉専門官や教育の専門官等がチームになって、チーム処遇で対象者への動機付けを図っております。

「関係者の皆様とできることを連携していくことを、少しでも事例を積み重ねながら進めていきたい」とおっしゃっていました。

この発表に対してご意見をいただきまして、「受刑者の生活環境調整の帰住先の確保ということでは、保護観察所としても、全国の矯正施設の刑務所、少年院と連携しながら進めている。」「住宅確保要配慮者の方々が置かれた状況というのは、多種多様であると思っているので、そうした方々の居住安定確保を図っていくためには、関係機関等との協力や情報共有が非常に重要なものだと考えている。」

こういった意見をいただいて、さまざまな立場の方からご意見をいただきました。

事務局としましても、今後参考にしていきたいと考えてございます。

同じ1回目の実務者会議ですが、東京都の指定する居住支援法人である株式会社ホッとスペース東京という居住支援法人様から、更生保護対象者の住居確保に向けた居住支援法人の取組みについてのご講演をいただきました。このあと意見交換も行いました。

本講演の内容についても簡単にご報告させていただきます。

まず、ホッとスペース東京様のご紹介ですが、2016年に登記されまして、業務内容は不動産賃貸運営ですが、対象者は「住居確保が困難な方」となっております。

刑余者に限らず、失業した方等に住居の提供をして、生活に困っても安定した住居を確保できるような、そういった取組みを目指しているということでした。

具体的にはどういったことをしているかというと、初期費用がかからないでも入居ができるといった住居を用意する。初期費用を分割にしたりだとか、限りなくゼロに近づけるとか、火災保険料のみがかかるようにしたりだとか、相談者の状況に合わせてアレンジをして住居提供を支援されている。

実質、オーナー様から借りて、ホッとスペース東京様が運営している物件なので、オーナーの同意を取って、基本的にはホッとスペース東京様がコントロールしながら進めているということでした。

収益モデルについて、まず、サブリースという、オーナーから物件を借り、当法人が運営するというモデルがあります。

この場合、オーナーには「こういう取組みをして、居住困難な方に向けて、住居確保している者です。でも、家賃はこのようにしてお支払いをしています。」と示すことで、オーナーから同意を得て運営をしています。

最近だと、当法人が物件を購入できるようになってきたとのことで、購入した所有物件を直接入居者さんに賃貸するといった収益モデルもあります。本モデルは、与信が困難な方に対しても住居を提供できるということでした。

そのほかの収益モデルとしていくつかご説明いただきました。まず、サブリースと似ていますが、「住居要配慮者に対して運営をお願いしたい。」という福祉的な理解がある大家さんも近々増えてきているので、そういった方に対して物件管理業務を実施しています。

また、賃貸仲介を実施していて、緊急連絡先や保証人について、当法人が対応しています。

さらに、当法人は見守り支援をやっていて、高齢者の方も受け入れています。

ただ、入居してからしばらく経つと認知症が進んでしまう方もいらっしゃるということです。そういった方の場合は、本人と話しながらグループホームへの紹介なども実

施しているとのこと。

住居提供のポイントですが、まず、初期費用を0に、そして、保証会社の審査基準に係る対応です。保証会社の審査を通ることが難しい場合、最初から当法人が貸したり、保証会社と定期的に会い、「うちがここまでサポートするから、ここまでの保証を付けてくれ」といった、保証会社の条件付き承認といった取組みを実施しております。2点目は、行政制度の活用です。家賃住居確保支援給付金、生活保護等、行政制度の活用を前提に入居を可能にしております。お人柄、資産状況、どういった福祉を希望しているのか、そういったところをすり合わせた上で、住居提供を進めています。3点目は、入居後の対応です。入居後も、安否の確認や生活サポート、就労状況確認等により、安定した生活をサポートしております。

運営のポイントですが、まず、物質的価値です。本人が納得できるような物件を選べない限りは、運営はなかなか難しいと思っており、そこをこだわっているとのこと。また、継続的な支援をしていく中で、物件以外のオペレーションを大事にしています。具体的には、帰住先の候補地がどれだけあるかという点や、刑務所を出てからどのくらい福祉的支援ができるのか、入居までのスピード感等といったもののことを指します。

次に、心理的価値です。いい物件を提供するだけではなく、合意形成を取るコミュニケーションを意識しています。長期的視点を持って、例えば、その物件が納得いかなくても、ここで頑張って、次に行こうという道筋を見せてあげるのが一つかと思うとのこと。

本発表に対しても、委員様からご意見をいただきまして、質問のような形で、例えば、「共同生活においてトラブルがあった場合はどうするのか」とか、「福祉的な視点が非常に強く入っていて、ビジネスモデルとしてもうまく運営できているというのがポイントだ。今後力を入れて改善していきたい点についてお聞き願いたい」と。こういった形で貝賀代表にその場でお答えいただきました。お示しのとおり、ご対応いただきました。

以上が、10月の第1回会議のご報告で、11月の第2回の実務者会議について説明させていただきます。

第2回の会議は、広報啓発活動の推進等を協議事項にしまして、事務局、私どもから再犯防止推進に関する広報啓発について講演させていただいたあと、意見交換を行いました。講演の内容について簡単にご報告させていただきます。

お示しのとおり、令和5年も都内の刑法犯検挙人員の再犯者率は約5割、10年を単位としてみると減少傾向にあります。刑法犯検挙人員自体は減少しているんですが、再犯者の割合は約5割からなかなか下がらない。

このため、再犯防止推進のさらなる取組みが現状求められている。犯罪をした者等の社会復帰のためには、都民の理解と協力を得て、犯罪をしたもの等が再び社会を構成する一員となることを、社会全体で支援することが重要であると考えております。

しかし、再犯防止推進という課題は、都民にとっては必ずしも身近であるとはいえない。そのため、再犯防止の施策はなかなか都民の関心と理解を得にくく、都民に十分認知されているとはいえないのが現状であると思います。都民に対して再犯防止推進の意義を明確に啓発する必要がある。

東京都内の再犯防止に関する意識について説明させていただきます。

当方、私ども東京都生活文化スポーツ局の都民安全推進部都民安全課において、令和5年11月に再犯防止に関する意識調査を行いました。都民の再犯防止に関する意識調査としては初めてのものでありまして、年代、性別等個別に再犯防止に関する認識やニーズを把握して、啓発対象や啓発内容、効果的な啓発手法の検討・展開につなげることを、これを趣旨として実施しました。

その調査結果の中から、いくつかの設問を抜粋して説明させていただきます。都内の再犯防止に関する意識がどんなものかというところを説明させていただければと思います。

本調査の結果によりますと、「再犯防止推進に向けた更なる取組みが求められていると思う」都民と、「どちらかといえば思う」という都民の合計は、合わせても約6割に留まっている。

年代別の合計では、20代が約44%と突出して低い。この調査結果を見ると、若年者を中心として、再犯防止推進の必要性が十分認識されているとはいいがたい状況にあると思います。

次は、「犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力したいと思う」都民と、「どちらかといえば協力したいと思う」の合計は約35%、自身が再犯防止の推進に関わることを受容している都民は35%ということで、より少数に留まっているのかなというところです。

こうした調査結果を踏まえますと、都民の意識が決して高い状況ではないということから、多くの都民を対象として再犯防止推進に関する広報啓発を実施する必要があると考えてございます。

広報啓発の充実強化を図る上で大変重要となるのが、啓発内容の検討ではないかと思います。

都民を対象とした広報啓発の内容について議論するために、目的を明確にする必要がある。

目的の1つ目として、再犯防止推進の意義を明確に伝えること。その上で、都民に

対して再犯防止推進に対する理解、協力を訴求する。この２点が挙げられると思っております。

このような目的を達成するために、啓発内容にどんなメッセージを盛り込んでいくのか。ここを、第２回の実務者会議で協議いたしました。

協議の土台として、あくまで案ですが、当方から啓発内容に盛り込むメッセージ案をお示ししました。これは、あくまで当方の案ですが、犯罪被害者及びそのご家族、またご遺族の心情への配慮といったものを挙げさせていただきました。

再犯防止を推進する上で、犯罪被害者及びそのご家族、またご遺族の心情に寄り添った内容の啓発物とする。これも必要不可欠であると考えております。

犯罪した者等が犯した罪と向き合って、犯罪被害者及びそのご家族、またご遺族に対して心から謝罪をして、更生に向けて努力をしている。これが前提となります。

２つ目のメッセージ案として、犯罪をした者等の親族以外の第三者となる可能性のある都民に対して、こうした犯罪をした者等への理解、支援を促すことを挙げさせていただきました。

こうした第三者の理解、支援が、犯罪をした者等の社会復帰、立直りを促す可能性があり、立直りが促進されると、視点を広げますと、犯罪のない安心・安全な日々の暮らしにつながります。

このメッセージが都民に浸透して、親族以外の第三者の支援が推進されることで、各個人の立直りを促進することができれば、犯罪をした者等と社会全体の双方に有益であると考えられます。

当方としては、以上のようなメッセージ案をもとに、東京都だけではなく、国や区市町村と各支援機関が、各々の再犯防止推進に関する啓発の内容を充実強化いただくことが肝要であると考えております。

この発表に対する御意見としては、「再犯防止に関する各施策を実施することと、その施策をなぜ推進する必要があるのかということ、丁寧に説明していくことが重要、その観点からも広報啓発活動は必要」、「市民に再犯防止の取組を知ってもらうことが重要だが、なかなかそこにコストをかけられないというところもある。なので、再犯防止という取組み自体が、市独自だけでなく、ほかの自治体と連携しながら、面で行っていく必要がある。」といったご意見をいただきました。

これについても、事務局としても、今後参考にしていきたいと考えております。

以上、長くなってしまいましたが、１０月と１１月に実施した本協議会の実務者会議のご報告になります。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○宮澤課長 報告は以上になりますが、会議資料の詳細につきましては、東京都のホ

ームページで公開しています。必要に応じてご参照いただければと思います。

では、続きまして、就労支援等に取り組んでおられます神奈川県から、「神奈川県における再犯防止の取組み」について、お話をいただきます。

この内容は、先進的な取組みをこれまでいろいろなさっている同じ首都圏を構成する神奈川県からお話いただきまして、その内容を、今後の東京都や都内区市町村等における、あるいは、その他の関係団体における再犯防止の施策に活かしていく、そういうものがあります。

それでは、神奈川県の荒谷様、府川様、よろしくお願いいたします。

○荒谷講師 私は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課で地域福祉グループのグループリーダーをしております荒谷と申します。本日は、ご説明の時間をいただきましてありがとうございます。

神奈川県の再犯防止の取組みということで、何か目立つようなことをやっているわけではございませんが、隣同士の都県ということで情報交換の機会をいただけたことに大変感謝しております。本日は短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

私からは、県の再犯防止の推進計画など、県の取組み全般についてご説明させていただきます。そのあとで、雇用労政課から刑務所出所後の就労支援についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、スライドのページで、目次でございますが、本日この4つの点についての流れでご説明させていただきたいと思います。

次のスライドをお願いします。まずは、基本的な数字のところでございます。神奈川県の検挙人員、再犯者数、再犯者率ということでございますが、令和5年では、検挙人員10,712人に対して再犯者5,392人、再犯者率50.3%ということで、令和4年まで徐々に人数は減っている傾向でございましたが、令和5年は少し増えてしまったという状況でございます。

ただ、再犯者率に関しては50%前後でずっと推移をしているというような状況でございます。

次をお願いします。続いて、神奈川県の再犯防止推進計画についてでございます。こちらの計画は、東京都さんと同じかと思うのですが、平成29年に国の計画が策定されたことを踏まえて、平成31年、令和元年度から第1期の計画ということで策定いたしました。

令和5年度の国の改定に合わせて、本県でも令和6年度から第2期ということで計画の改定を行ったところでございます。

基本目標として、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するところを基本に置いております。現行の計画につきま

しては、今年度から5年間で、令和10年度までとしております。

次にまいります。今回改定した第2期計画のポイントを5つ上げております。

まず、1つ目は、市町村や関係機関等とのネットワークの構築です。また後ほどご説明いたしますが、特に市町村との連携を進めていこうというところをポイントとしております。

それから、2番目といたしまして、立ち直ろうとしている者の意見の反映ということで、実際に犯罪を犯して、更生されている方のお話を伺って計画に反映させるというところがございます。

神奈川では、ここ数年、当事者の目線に立つことを非常に重視をしております。当事者の意見をいただき、反映させていこうというところがございますので、こういった取り組みを行っております。

3番目といたしまして、高齢者・障害者等への支援体制の強化は、従前からやっているところがございますが、地域定着センター等々の連携をしながら支援体制を強化していきます。

4番目といたしまして、保護司等の民間協力者等の活動支援ということで、保護司等支援者の活動しやすい環境づくり等といったことをやっていく。

それから、5番目といたしまして、再犯防止に向けた理解促進ということで、いわゆる広報啓発の部分についてもしっかりとやっていきたいということでございます。

次へまいります。そのポイントを踏まえまして、施策の展開ということで、6項目にまとめてございます。

基本的には、国の推進計画と同じような項目を挙げております。

1番目、就労・住居の確保、2番目、保健医療・福祉サービスの利用の促進、3番目、非行の防止等。それから犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援ということでございます。4番目の犯罪の種類ですが、性犯罪ですとか犯罪の特性を踏まえながら支援をしていく。

それから、5番目は、民間協力者の活動等に協力していく。

6番目は、新しく設けたところでございますが、市町村への支援とネットワークの構築ということで、国の計画の中でも都道府県の役割として、こうした市町村との連携を強化することが掲げられておりますので、ここは新しいところとして追加をさせていただきます。

次へまいります。今の施策の展開から、具体的な取組みの内容について、いくつかご紹介をさせていただきたいと思っております。

まずは、高齢者または障がいのある者への支援ということで、地域生活定着センターの取組みということでございます。神奈川県は、平成22年に開設

しております。センターの業務自体は、全国共通かと思いますが、本県では、県の社会福祉士会に委託いたしまして事業を実施しているところでございます。

次へまいります。個々の課題に応じた支援ということで、いろいろな課題はあるかと思うのですが、今回の計画の中で特に取り上げたものとして、性犯罪被害者の再犯防止の取組みというところを新たに加えたところでございます。

性犯罪に関するこの被害者の状況にもいろいろ変化があるところでございますが、県として、なかなかこの部分で何かやってきたというものがなかったところでもありますので、改めてどんなことができるかというところから考えていきたいという取組みを進めております。

具体的な取組みとして、今年度は、横浜保護観察所様、西川口榎本クリニックという依存症専門クリニックの先生をお呼びして、それぞれで行っていらっしゃる性犯罪防止プログラムの内容などについてご講義いただきました。

市町村の職員だけでなく、県の相談担当者にも一緒に話を聞いてもらったところでございます。

次へまいります。続いては、民間協力者の活動と支援ということで、新しい取組みということでもないので、昔からやっているものでございます。

まずは、優良保護司表彰ということで、長い間保護司を務めていただいている方に県知事から表彰状を贈ったといったものでございます。

2番目として、保護司の適任者確保に係る取組みに対しての支援ということで、例えば、県職員の退職者向けの説明会などで「保護司になりませんか」といったリーフレットをお配りしたり、市町村の担当者会議の場でもそういった取組みをお願いしているといったところでございます。

次へまいります。神奈川県再犯防止推進会議の開催でございます。主に推進計画の進捗状況の評価ですとか、関係機関の取組みの共有ということを会議の中で行っております。

メンバーとしては、保護観察所、刑務所、検察庁といった国の機関から弁護士会、保護司会連合会、BBSの方、民間ボランティアの方、更生保護施設の方、社会福祉協議会といったところの16名で構成をしております。

次へ行きます。続いては、広報啓発活動の推進ということで、今年度の取組みを2つ挙げておりますが、1つは県庁の本庁舎、古い建物ですが、そこを今いろいろな形でライトアップをしてPRに活用しているというところで、そこに乗りかまして、強化月間にあわせて県庁舎を黄色くライトアップする取組を今年度初めて行いました。

また、下は、県庁の庁舎公開ということで、今年度はゴールデンウィークに、県庁舎の中を見学できる機会がありましたので、その場でパネルですとかリーフレットの

配布等を行って、保護司活動を紹介させていただいたといった取組みをしております。

次へまいります。続いて市町村への支援とネットワークの構築ということで、ここは新しい取組みのところということですが、まず再犯防止の取組みに係る意見交換会については、新しい取組みではなくて、以前からやってきたものでございます。

市町村の担当者とのいわゆる担当者会議の形で、さまざまな事例の共有ですとか、国からも助言等をいただきまして情報交換を、また市町村の再犯防止推進計画の策定を促すということで、今のところ県内6割ぐらいの市町村に計画を策定いただいているのですが、情報共有と働きかけを行っております。

もう1つが、再犯防止等の推進に関する市町村担当者研修会ということで、今年度は性犯罪関係で研修を行いました。

昨年度は、依存症についてというようなことで、市町村職員の方に再犯防止につながる取組みですとか、事例などを学んでいただくということで県で研修会を開催しております。

次へまいります。ここから課題と今後の展望ということで、まず、域内のネットワークの構築、市町村との連携を強化したいといったところが、一つ大きな課題でございます。

先ほど申し上げました意見交換会と研修会を県と市町村とで既にやっていた一方で、再犯防止の推進会議は、国ですとか、民間の関係団体をつなげていくことで構成していたというところで、この2つが特に連携はしていなかったという状況がございました。

今年度からこの2つをつなげていく試みをやっていこうということで、私どもも推進会議を今週末に予定をしているんですが、そこに初めて市町村の職員の方をオブザーバーとして参加をしていただいて、どういった議論をしているかを聞いていただく。

それから市町村の取組を国ですとか関係機関の、この推進会議のメンバーの方にも聞いていただくといったことに取り組んでみようということを始めております。

こういったことを地道に続けていくことで、市町村と県と国、それに民間の団体との皆さんの力を合わせて、再犯防止の取組みを推進していければと考えてございます。

次へまいります。2番目として、必要な支援につなげることができる体制の整備ということで、先ほどの当事者の方からヒアリングをしたときに、本人が決意をしたときに必要な支援になかなかつながらないという声をいただきました。

これに答えていくために、市町村の窓口などに再犯防止の取組、更生の取組みについて情報を提供し、支援が必要な方がいらっしゃったときにはこういう機関がありますよとご案内し、つないでいくことができる体制を整えていきたいということが必要だろうと考えてございます。

最後になります。ご静聴ありがとうございました。二次元コードを掲載しております。神奈川県計画ですとか、会議の内容についてご覧いただくことができますので、ぜひお時間あればご覧いただければ幸いです。本日はありがとうございました。

○府川講師 それでは、続きまして、私、神奈川県産業労働局雇用労政課で雇用対策グループリーダーをしております府川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私からは先に地域福祉課から説明をさせていただきました神奈川県再犯防止推進計画、第2期の具体的施策としても位置付けられております「刑務所出所者等就労支援事業」についてご説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。こちらの事業は、委託事業として実施しているものでございまして、本県では、平成28年度から開始したものでございます。

内容として2つに中身は分かれておりまして、1つが刑務所出所者等への定着支援と、令和5年度から、こちらは新たに国の地域再犯防止推進交付金を活用して開始しました協力雇用主等の開拓育成、この2つの取組みで構成されております。

また、参考ですが、委託事業とは別に、協力雇用主に対する競争入札参加資格認定における優遇措置といったものも、平成31年度から導入しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。まず、こちらの刑務所出所者等就労支援事業の目的でございますが、皆さんもご存じのとおり、刑務所出所者等が経済的に自立して健全な社会復帰をすることを目指して、国が実施している「更生保護就労支援事業」で就職が決定した支援対象者の方に対して、県として職場定着に向けて継続的かつきめ細かな支援を行うということがその目的となります。

この事業を始めた経緯についてですが、国が実施しているこの就労支援の事業については、就職した刑務所出所者等への就職後の支援を行っていませんでしたので、すぐに離職してしまう方が多いといった課題を抱えていたということがきっかけになります。

この国の就労支援委託事業を受注していた、現在の県の委託事業者になります神奈川県就労支援事業者機構ですとか、関係機関から相談を受けまして庁内で検討した結果、本県としても定着支援を実施するようになったところです。

なお、令和2年度からになりますが、国のほうでも職場定着支援事業を新たに開始しております。定着支援の部分で、役割分担については調整しておりまして、定着支援の対象を国が少年のほうを、県が成人の定着支援を行うこととして役割分担を行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは、刑務所出所者等就労支援事業の定着

支援の部分の実施体制の図になっております。

支援の流れをご説明いたしますと、まず右上に書かせていただいております国の機関である横浜保護観察所が更生保護就労支援事業で、左側にあります刑務所出所者等の支援対象者に対して就労支援を行います。

具体的には相談に応じて求人の内容ですとか、そういったところも噛み砕いてお伝えしながら就労につなげていくというところですが、神奈川県では、この就労支援によって就職決定した保護観察に付されている方ですとか、更生緊急保護を希望されている方について、横浜保護観察所からその方の情報提供を受けた上で定着支援を行っていくことになっておりまして、その上で対象の選定を行っております。

支援対象者を選定したあとですが、定着支援業務を委託しています認定NPO法人の神奈川県就労支援事業者機構の支援員が、支援対象者とまたその採用した協力雇用主等の企業に対して接触をしていきまして、各種の相談に応じる定着支援を行っていくものでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは支援対象者に対する定着支援の内容になります。

こちらは、年間50名以上を対象に実施しているもので、支援期間は支援対象者の就職日または支援決定日から概ね3か月間の期間になります。

支援内容については、面接や電話等によって、ここに書かせていただいているような説明ですとか助言を行っていくものが中心となります。特にトラブル解決法に関する助言ですとか、就労態度に関する助言といったようなところが多くなっているところです。

次のスライドをお願いいたします。続いて採用しました雇用主の方に対する定着支援の内容です。

こちらでも年間50社以上対象に実施しているもので、実際に支援対象者が就職された先の協力雇用主、主に代表者の方が多くなっておりますが、その方に対して支援期間としては支援対象者と同様に、就職日または支援決定日から概ね3か月間支援を行っているところです。

支援内容とその方法ですが、具体的には職場に実際に訪問したりですとか、電話連絡によってここに書かせていただいております業務上の、採用された方への指導方法に関する助言ですとか、トラブルやその予兆が認められた際の改善方法について助言等を行っているものになります。

次のスライドをお願いいたします。こちらの3か月の支援期間が終了したあとも、我々のほうではそこで終わりというわけではなくて、さらに延長してアフターフォローという取組みも併せて実施しております。

こちらの対象は職場定着したとされた支援対象者と雇用主に対してのものになります。

対応する期間としては、定着支援の終了後3か月を超えない期間でアフターフォローを行っております。言ってみれば、支援を開始してから6か月間は支援を継続するという体制をとっております。

アフターフォローの内容につきましては、先ほどの委託をしました神奈川県就労支援事業者機構の支援員が、電話連絡を中心に行って、定着支援を実施した支援対象者または雇用した事業主の方の不安や悩みの相談に随時応じるものになります。

なお、支援対象者の方がアフターフォローで3か月後に連絡した際に転職されていたような場合は、その定着支援終了時と異なる雇用主になりますので、その雇用主の部分に関する相談については十分な情報持っていないところもありますので、対象外として対応しております。

次のスライドをお願いいたします。こちらが定着支援の実施結果になります。令和5年度の概要ですが、令和5年度は支援対象者の方が52名で、雇用主の方も52社に対して支援を行っていきまして、両者への支援回数、接触した回数ですが、565回、合計がこの回数になっております。

左側の円グラフですが、定着支援終了事由内容の割合を示したものになります。3か月の支援期間が満了して定着されたと判断できるのは大体61%になりますが、このうち3か経過後のアフターフォローのときに状況を確認したところ、84%の方がまだ就業継続されていたという状況が把握できております。このことから定着支援期間として3か月を設定しているということは、一定の効果があるものと考えております。

次のスライドをお願いいたします。次に、令和5年度から新たに国の交付金を活用して開始しました協力雇用主等の開拓育成についての内容になります。

こちらの取組みですが、協力雇用主の登録業種と刑務所を出所された方の希望する業種が必ずしも一致していないですとか、協力雇用主による刑務所出所者等の雇用の促進をさらに進めていく必要があるという視点から、協力雇用主への登録を希望する企業、興味を持っていただけるような企業と、協力雇用主として既に登録されているが、まだ雇用に至っていないといった企業を対象に実施している取組みになります。

事業内容としましては、刑務所出所者等の雇用を促すことを目的とした研修会として、具体的には更生保護就労支援制度の理解を進めていただくための研修ですとか、実際に刑務所の中を見学していただくといったようなプログラムを実施しているところです。

また、企業への刑務所出所者等の雇用にあたっての助言・協力依頼についてですが、

こちらは企業への電話ですとか、実際に訪問を通じて、刑務所出所者等を雇用するにあたっての悩みですとか、そういった相談に支援員の方が応じているものになります。

こちらは令和５年度の実績としましては研修会を２回開催しておりまして、電話ですとか個別訪問は計２３２社に実施しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは最後に参考ですが、冒頭に申し上げました競争入札参加資格の認定における優遇措置の少し細かい内容ですが、実績としましては、６年度の４月１日時点で６社ということに留まっておりまして、まだまだここは少し課題が残るところかなと、我々のほうでも考えております。細かい内容についてはこちらをご覧くださいだと思います。

以上で事業のご説明は終わりますが、当課でも、刑務所出所者の方が経済的に自立して健全な社会復帰ができるように、今後も横浜保護観察所をはじめ、関係機関とも連携しながら定着支援という形が中心になりますが、こうした事業を継続していきたいと考えております。

以上で当課の支援事業の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○宮澤課長 荒谷様、府川様、大変ありがとうございました。

それでは、今の内容につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、ご発言いただければと存じます。委員の皆様、何かございましたら Teams の挙手機能、また挙手にてお知らせ願います。

では、東京保護観察所の竹俣様、よろしくお願いいたします。

○竹俣委員 東京保護観察所の竹俣と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま神奈川県から刑務所出所者と就労支援事業についての取組みについてのお話がありましたので、東京におけます就労支援、就労支援事業者機構との連携状況などについて、委員の皆様と共有したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、東京都の就労支援事業者機構ですが、新宿区に開所しておりまして、先ほど神奈川県からの発表のとおり、就労支援で連携をしているところでございます。

具体的には、国から就労支援事業につきまして、東京都就労支援事業者機構に業務委託をするような形で就職活動事業が１点、２点目が職場定着支援事業について、３点目が協力雇用主の開拓というようなことを、業務委託しているところでございます。

刑務所出所者等が就職活動をする際に支援・援助する事業につきましては、前年度、令和５年度実績でいきますと約１７０件について就職活動支援をしていただいております。

さらに、職場定着支援につきましては、約５０件委託して援助していただいております。

また、協力雇用主の開拓につきましては、130企業の新たな協力雇用主さんの開拓にご尽力いただいております。

国といたしましても、現在、東京都就労支援事業者機構との連携のもと、その他更生保護関係者と協力しながら、刑務所出所者等の就労支援を展開しているところですが、先ほどの神奈川県様の取組みを参考といたしまして、今後、都やその他各市町村と可能な範囲で連携できるようなところを模索していきたいと考えております。

どうぞご協力をお願いできればと思います。以上でございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

それでは、伊藤先生、お願いできますか。

○伊藤委員 有識者という立場で参加しております伊藤と申します。

神奈川県さんのご報告、ありがとうございました。いくつか質問があります。細かい点になりますが、最初の地域福祉課の方からご説明いただいた内容について、第2期計画のポイントということで挙げていただきました中の2番目がユニークで、当事者目線を大事にしますということだと思いました。

立ち直ろうとしている者の意見を反映するということですが、これはすごく大事な点です。実は、特に再犯防止の場合は、犯罪を犯した人の意見を聞くというのは非常に難しい面があるかと思うんですが、その点どんなふうにこういう立場の人を選定されたのか、具体的にお聞かせいただけたらと思っています。それが1点。

もう1つは、施策の展開の中で、市町村への支援とネットワークの構築ということで、ネットワークの構築についていろいろ工夫されているのがよく分かりました。

多分東京都も同じように工夫しておられるんだと思うんですが、実際にこういうふうに意見交換会なり研修会をするという場合、どれぐらいの割合で市町村が参加しているか。

先ほど説明してくださったのかもしれませんが、聞き取れなくてごめんなさい。具体的な割合とかが分かっていたら教えていただきたいと思います。また、その市町村を取り込むために具体的にどんな工夫をしておられるのか、その点何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず、最初のご説明についての質問は以上になります。よろしくお願いします。

○宮澤課長 神奈川県さん、いかがですか。

○荒谷講師 神奈川県荒谷です。ご質問ありがとうございます。

まず、最初のご質問、当事者の方の意見を聞くということで、具体的に意見を伺った方は、保護観察所さんにご助言をいただきまして、もう更生されている方ということでご紹介いただいたというところでございます。

また、2 番目ですが、すみません。研修会等の出席状況がすぐに出てこないで、具体的な数字は出てこないで、申し訳ありません。

○伊藤委員 そうしたら、何か工夫されていることはありますか、市町村に対して、県の立場から、ネットワークに組み込んでいくにあたってということ。

○荒谷講師 その時々トピックで関心を持っていただけるようなものを選んでいきたいということを考えております。

会議体への参加、この週末初めてやってみることですので、今回かなり市町村さんからも出席希望いただいておりますので、1 回やってみて、今後どういうふうに継続していくかというところを考えてまいります。

余りよい答えがなくて申し訳ありませんが。

○伊藤委員 ありがとうございます。

続いて、先ほどの雇用労政課の方からご説明あった点について、ご説明ありがとうございます。

私に関心を持ったのは、定着支援に焦点を当ててサポートしておられるということはずごく大事なことだと思いました。機構から社員が派遣されて、個別に対象者の方、雇用主も含めて支援しますよという話だったと思うんですが、この支援員というのはどういう方なのでしょう。ご説明いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○府川講師 ご質問ありがとうございます。

こちらの就労支援事業者機構の支援員ですが、全体の団体としてはそんなに大きな規模ではないのですが、例えば、横浜保護観察所のOBの方がいらっしゃったりします。ただ、大部分は民間企業を引退されて、こちらの仕事に初めて就かれるという方もかなりいらっしゃるということを、機構の方からは聞いております。

具体的にどういう方が何名というのは、我々の県としては把握できていないところですが、そういったいろいろなバックグラウンドを持った方が支援に携わっておられるというのは聞いております。

○伊藤委員 そうすると、社会的経験を積まれた割りと年配の方が入っておられるような感じですか。

○府川講師 そうですね。我々も直接支援員の方何人かに会いする機会もあるんですけど、そういう意味では60を超えた方が多い印象を受けています。いろいろな民間企業で大企業の方もいらっしゃれば中小の方もいらっしゃると、そういったように聞いております。

○伊藤委員 会社員とは限らないんですが、そういう所で働いてきた経験をもとに支援していくといった感じでしょうか。

○府川講師 委員のおっしゃるとおりです。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○宮澤課長 委員の皆様、ほかに何かご意見やご質問等があればよろしくお願いします。

協力雇用主の話が出て、その取組みを支援するというようなお話があったわけでございます。そのあたりについて、矯正管区の方で何かご意見等があればお願いできればと思います。

○岩崎委員 こんにちは。東京矯正管区の岩崎と申します。

当管区では、就労についてはコレワークという部署がございまして、そこで刑務所出所者等の採用を希望する企業に対して、雇用ニーズにマッチする者の紹介を行っております。

その定着支援という形で、引き続きその出所後のこういった体制で定着に向けた支援を行っていただいているというところで、我々も心強いと感じております。

コメント的なことになりましたが、以上でございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見等がございますか。

先ほど保護観察所のほうから、東京の場合は、国ないし東京保護観察所から直接NPOに委託するような話がございましたが、神奈川県の場合は、そこを県が取り組んでいるというものでございまして、現在の東京のやり方が十分であればそれはそれでいいところだと思うんですが、それで足りないという話になったときには、東京都や区市町村は積極的に関与していく必要があるのではないかと感じるところでございます。

保護観察所のほうで、竹俣さん、何か補足があればお願いします。

○竹俣委員 東京保護観察所の竹俣でございます。

現在、当保護観察所におけます就労支援事業につきましては、先ほども申しましたとおり、NPO法人東京都就労支援事業者機構に、全委託をしているところでございますが、実情といたしまして、刑務所出所者等を実際に雇用していただける協力雇用主、企業の皆様方の職種が土木建築業に偏っているところでございます。

今後、こうした刑務所出所者等を雇用していただいている土木建築業も大切ですが、その他の業種の企業の皆様も、こうした取組みに協力いただけるというような情報を、委員の皆様をはじめ、いろいろな分野から情報提供していただければありがたいと考えているところでして、そうした情報の提供について東京都をはじめ、都内各市区町村の方々のご協力を、今後中長期的にでもご検討いただければありがたいと考えております。

○宮澤課長 ありがとうございます。

屋宮先生、よろしくお願いします。

○屋宮委員 神奈川県雇用対策のほうで、役割分担というところで、国は令和２年度に職場定着支援事業を開始して、国が少年で、県が成人と役割分担されたということを書いてありますが、これは、国が少年にしたというのは、このような役割分担をどういう趣旨でこのように分けられたのかということがもし分かれば教えていただければと思います。

○宮澤課長 神奈川県さん、いかがでしょうか。

○府川講師 こちらは少し前の話になるので、細かい内容をこの場で申し上げられないのですが、横浜保護観察所との支援人数の割合ですとか、我々がどうしても予算の都合上、５０名程度の支援しかできないという状況ですとか、当時そういったところも考慮して、そういった刑務所を出てくる人の人数ですとかも判断しながら決めたと考えています。

明確な根拠があって、こういう役割分担したというのがすぐ申し上げられないのですが、そうした事業の規模ですとかも考慮しながら決めたと考えております。

○宮澤課長 ありがとうございます。

お話の中には市町村のネットワークの話も出ていたわけですが、ご意見等があれば、八王子市さん、いかがですか。

○山岸委員 八王子市生活安全部の山岸と申します。

いくつか質問させていただきたいと思います。今の神奈川県さんで就労支援やられているという話で、私は昨年まで産業振興部におりまして、産業振興部でも当然、市でも雇用就労に取り組んでいるところではあります。そこで、事務局さんにお尋ねいたしますが、東京都の産業労働局の雇用就業部さんでも似たようなことをされているのでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。今日は産業労働局様は出席が叶いませんで、産業労働局も、ソーシャルファームという、協力雇用主ではないのですが、就労に困難を抱える方の就労を支援する取り組みをやっておりまして、就労支援に取り組んでいるところでございます。

○山岸委員 私は産業振興部長の前には生活保護の担当部長をしておりまして、市町村レベルですと、国で言うところの就職困難者ということで、もともと高齢者ですとか、障害者の方ですとか、そういった枠組みの中での就労支援をされていて、刑務所から出てこられた方も、法律改正の中でそういう位置づけなされたかと思いますが、市町村レベルでは福祉のほうでの就労支援というのが中心になっているというのが現状です。先ほど建築だけでなくほかの分野にもというお話がございましたが、そう考

えると、福祉のほうでも当然そういったことも考えていくんですが、経済部局系でそういった支援ができるというのも一つ重要なことなのかなと感じるところです。私は元が産業振興でありますので、そちらとの連携もその中で考えたほうがいいのかと思ったのが1点でございます。

もう1点、意見ということでお話しさせていただきますと、実務者会議の中で、八王子市の主査が、市単独でなくて、面的な広がりを持って一般の方に知ってもらうためにという意見を出させていただいているようですが、確かに、国と自治体との役割分担という中では、市町村レベルで地道にやっていくことももちろん大事なことです。が、広域的に知ってもらうための取り組みも必要ではないかと思います。

これは、例えば、今ちょうど、あるテレビ局がいろいろ問題を起こして、ACジャパンさんが広告展開されていますが、ああいった形で、国のほうでそういった犯罪全体を減らしていくための取り組みの一つとして、再犯防止が必要だという広告なんかもしていただくといいのかなというのを、今回は東京都の会議ですが、市町村レベルで思っておりましたので、一言意見をさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

○宮澤課長 瑞穂町さん、何かあればお願いします。

○福島委員 瑞穂町です。お世話になっています。

今の八王子市さんの意見と大体同じですが、私は福祉部長ですので、お話の中で障害のある方の意思を大切にするというようなお話もありましたが、なかなか知的障害とか精神の障害がある方の意思を確認するのは、困難を伴うと思いましたが、府中刑務所さんでは、そういった取り組みをされているということで大変参考になりました。ありがとうございました。

○宮澤課長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○勝見委員 東京都の治安対策担当部長をしております勝見でございます。本日は神奈川県荒谷様、府川様、委員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。

少しコメントみたいなことになりますが、神奈川県荒谷様からのご発表の中で、立ち直りを決意したときに、必要な支援につながらないというご意見があったと伺いました。

私ども、犯罪お悩み相談という相談の窓口で、対面での相談も可能なような仕組みを持っておりますが、そうしたところで、気軽に困ったときに、電話をかけていただけるみたいなことを、そうしたことも工夫していく必要があるのかと思った次第でございます。

それぞれの人によって、立ち直りを決意するタイミングは異なっていて、そういう

ときにきちんと拾っていける、聞いていけるという仕組みをきちんとつくっていけるように、また、電話をかけていただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、何かご意見等がございましたら、本日に限らず、東京都にもお寄せいただければと思っています。

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

○宮澤課長 それでは、ほかに特にないようですので、締めくくりをさせていただきます。

委員の皆様には貴重なご意見を多数いただき大変ありがとうございました。いただいたご意見も踏まえまして、今後とも当方といたしましては、再犯防止に取り組む多様な主体の結び目として役割を果たしていきたいと考えています。

また、神奈川県様にはお忙しいところお話しいただきまして、改めて感謝申し上げます。

本日の議事につきましては、後日皆様に議事録をお配りし、内容をご確認いただいたあと、公表いたします。

なお、次回の協議会の開催につきましては、来年度以降になるかと思いますが、改めてご連絡申し上げます予定でございます。

改めて、全体を通じまして何かあればお願いします。

特になければ、以上をもちまして、「令和6年度第1回東京都再犯防止推進協議会」を閉会いたします。

本日はご出席いただきまして誠にありがとうございました。

午後3時23分閉会